

物品専用

令和8・9年度用

御所市物品購入競争入札等 参加資格審査申請要項

【お問い合わせ先】

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 管財課 入札係

TEL : 0745-44-3013 (ダイヤルイン)

FAX : 0745-62-5425

MAIL : kanzai@city.gose.nara.jp

御所市物品購入競争入札等参加資格審査申請書の提出について

令和8・9年度に御所市（奈良県広域水道企業団御所事務所を含む）（御所市学校給食センターの給食材料を除く）が発注する物品購入の競争入札に参加を希望される人（業者）は、以下のとおり、申請書類を受付期間内に提出してください。

この申請を基に資格審査を行い、適當と認めた者は、競争入札参加資格者名簿に登録されます。なお、今回申請された情報については、奈良県広域水道企業団御所事務所に提供することに同意したものとします。

1. 留意事項

- (1) 申請書及び添付書類に不備のあるものは、受理できません。
- (2) 審査の結果、資格者は競争入札等参加資格者名簿に登録されますが、種類によっては期間中全く入札等がない場合もあり、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (3) 申請後、申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出してください。
- (4) 御所市学校給食センターの給食は、学校給食センターへお問い合わせください。
（電話0745-62-0879）
- (5) 登録業種は、最大5種目までとします。
- (6) 業務委託等、建設工事、測量・建設コンサルタント等と重複登録可能です。

2. 競争入札等参加者の登録資格

次に掲げる要件に該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 入札等に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者。（地方自治法施行令第167条の4の欠格規定に該当する者）
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者。
- (3) 市税を完納していない者。
- (4) 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- (5) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入及び業務委託等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してすること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (6) 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

- (7) 受付期間内に物品購入競争入札等参加資格審査申請要項に記載の必要書類等の提出ができない者

3. 競争入札等参加資格者の登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は、指名停止又は参加資格を取り消します。

- (1) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合
(2) 上記登録資格の要件を満たさなくなった場合

4. 申請方法

- ・御所市内の事業所等で登録される方。(委任先が御所市内の事業所も含む)
⇒持参又は郵送。(持参の場合は、できる限り書類の内容について説明できる人が持参して下さい。)
- ・御所市外の事業所等で登録される方。
⇒郵送のみ。

【持参の場合】

受付場所：御所市 1 番地の 3

御所市役所 入札室 西玄関手前右側の別館

受付期間：令和 8 年 1 月 8 日 (木)～令和 8 年 1 月 23 日 (金)

受付時間：午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分、

午後 1 時 00 分～午後 4 時 00 分

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

※ 上記受付期間以外の登録受付はできません。

【郵送の場合】

郵送先：〒639-2298 奈良県御所市1番地の 3

御所市役所 管財課 入札係

郵送方法：「簡易書留」「書留」「レターパックプラス」のいずれかによること。
「角形2号封筒」等の前面に、『物品購入の入札参加資格審査申請書類在中』と明記し、申請書類一式、受領書返送用封筒（110円切手を貼付し、申請者の郵便番号・住所・業者名が記載された「長形3号封筒」のもの）を封入してください。

※『物品購入』と『業務委託等』を同時に申請する場合は、各々別に、郵送すること。

受付期間：令和 8 年 1 月 8 日 (木)～令和 8 年 1 月 23 日 (金) までの消印日を有効とします。

※ 上記の消印日以外の申請書類については受付しませんのでご注意ください
※ 書類不備等により、登録が完了しなかった場合について、様式第 8 号にて、不備等の理由を明示して申請書類一式を返送しますので、申請書類を再提出される場合は、同様式第 8 号に記載のとおりの料金分の切手（未使用の状態のもの。市役所からの返送にかかった代金分。）を同封のうえ、再提出してください。この場合の再提出期日は、令和 8 年 1 月 28 日 (水) までの消印日を有効とします。

5. 提出方法

- (1) 添付書類は、なるべくA4サイズに統一してください。
- (2) ファイル綴じ等はせず、クリップなどで留めた状態で提出してください。

6. 登録有効期間

令和8年7月1日～令和10年6月30日

7. その他

- (1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提出を求めるとともに立入検査を行うことがあります。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った場合は、「御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加停止の対象となります。
- (3) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。
- (4) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕をもって申請してください。

申請書類一覧表

番号	書類の名称	法人	個人	書類の説明
①	御所市物品購入競争入札等参加資格審査申請書	○	○	様式第1号

(添付書類)

②	委任状	△	△	様式第2号 (受任者を設置する場合のみ必要)
③	使用印鑑届	○	○	様式第3号
④	債権者登録用使用印鑑届兼 口座振込依頼書	△	△	様式第4号
⑤	営業資格調書	△	△	様式第5号
⑥	営業実績調書	○	○	様式第6号
⑦	誓約書	○	○	様式第7号
⑧	資格審査申請書受領書	○	○	様式第8号
⑨	印鑑証明書	○	○	法人 法務局が発行
				個人 住所地の市町村が発行
⑩	履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	○	×	法務局が発行
⑪	身元証明書(身分証明書)	×	○	成年被後見人等でない証明 (本籍地の市町村が発行)
⑫	(本社及び営業所等の納税証明書 ※	市内に所在する 事業者	○	【御所市収税課発行】 (1) 法人の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 (2) 代表者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」
			×	【御所市収税課発行】 (1) 代表者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
		市外に所在する 事業者	○	代表者が御所市に納税義務の無い法人 【税務署発行】 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」
			×	代表者が御所市に納税義務のある法人 【御所市収税課発行】 (1) 代表者の御所市税(過年度を含む)に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の3」

番号	書類の名称	法人	個人	書類の説明	
⑫	納税証明書 ※ （本社及び営業所等の納税証明）	事業者 市外に所在する	× ○	御所市に納税義務の無い個人	【税務署発行】 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
				御所市に納税義務の有る個人	【御所市収税課発行】 (1) 代表者の御所市税等（過年度を含む）に滞納額のない納税証明書 【税務署発行】 (2) 申告所得税、消費税及び地方消費税に未納額のない納税証明書「その3の2」
⑬	許認可（登録）証明書・資格証明書等	△	△	法令上、必要な事業所の許認可（登録）証明書、事業主・従業員等の資格を証明する書類等	
⑭	代理店・特約店証明書等	△	△	メーカーとの代理店・特約店契約の証明書等	

(○…必要 △…必要な者のみ ×…不要)

※金融機関等で市税をいただいてから、市に納付情報が届くまで、2週間程度お時間をいただいております。納付日によっては、滞納額のない証明書が発行できませんので、領収印の押された領収書が必要になることがあります。

※営業種目の「Q-2 有価物買取」に登録の予定で、金属くずの取扱を予定されている方は、奈良県金属くず営業条例に基づく許可を取得、又は届出をしていることのわかる書類を提出ください。

上記の許可及び届出が提出書類で確認できない場合、入札の際指名することができませんのでご注意ください。

また、その他有価物買取にかかわらず、物品購入を発注する際に必要な許可や届出、資格が確認できない場合も、当該物品購入において指名等できませんのでご注意ください。

注1 法人又は個人により提出する書類が異なります。

注2 ⑨～⑭は、提出日から遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。

注3 ⑫税務署発行の納税証明書「その3の2」、「その3の3」については、郵便請求可能です。

注4 添付書類は、なるべくA4サイズに統一して、この一覧表の番号順に重ねて提出してください（ファイル綴じ等は、不要です。）。

注5 ⑨～⑭は写し可です（鮮明なものに限る。）。ただし、⑨「印鑑証明書」の印影部分は、必ず原寸大のまま提出してください。

注6 添付書類に不備がある場合は、受付できません。

注7 虚偽の記載等があった場合、また、そのことにより参加資格が無いにも関わらず、申請したことが発覚した場合、入札参加資格停止や参加資格の取り消しの対象となります。

御所市物品購入競争入札参加資格審査申請書用 営業種目一覧表

業種番号	営業種目	取扱品目の具体例
------	------	----------

A : 印刷

A-1	一般印刷	印刷製本、貢物冊子、広報紙、投票用紙、封筒、挨拶状はがき、手書き帳票、箋紙、名刺、新聞、折込ちらし、ポスター、カレンダー、うちわ等の印刷等
A-2	特殊印刷	電算用連続伝票、コンピュータ用入出力伝票、OCR・OMR帳票、圧着式ダイレクトメール、特殊形状印刷、特殊素材印刷、磁気カード印刷、ICカード印刷、偽造防止印刷、点字印刷等、
A-3	シール・ラベル	シール・ラベル印刷、ステッカー印刷等
A-4	青写真・マイクロフィルム	青写真焼付、マイクロフィルム等

B : 事務用品

B-1	文房具・事務消耗品	文房具全般、コピー用紙、再生紙、画用紙、模造紙、和紙、ファイル、フォルダー、段ボール箱、梱包材、額縁、記章、印鑑、ゴム印、木印、日付印、印肉、名札、図書館用品、印刷機インク・マスター、複写機トナー等
B-2	事務用機器	複写機、印刷機、事務用FAX、電子計算機、シュレッダー、レジスター、製図機器、ラミネーター、紙折機、裁断機、穿孔機、タイムレコーダー、ICレコーダー、郵便料金計器、契印機、認証機等
B-3	コンピュータ関連機器	各種コンピュータ本体機器、コンピュータ周辺付属機器（消耗品・アプリケーションソフト含む）等
B-4	事務用調度品	事務机、事務椅子、会議机、折りたたみ椅子、収納棚、移動棚、ロッカー、パーティション、窓口カウンター、演台、金庫、新聞架、オフィス備品、店舗備品、ショーケース等

C : 家具・インテリア

C-1	家具類 (事務用を除く)	木工家具、スチール家具、テーブル、椅子、たんす、ベッド、本棚、食器棚、応接セット、鏡、インテリア小物、学校教室用家具、幼児用家具、図書館用書架等
C-2	室内装飾	カーテン、アコードィオンカーテン、ロールカーテン、ブラインド、カーペット、絨毯、毛氈、綿帳、舞台幕、暗幕、壁紙・クロス等

D : 図書・教材

D-1	書籍	図書、教科書、参考書、問題集、副読本、辞書、事典、図鑑、道路地図、住宅地図、CD-ROM書籍、絵本、漫画、雑誌、洋書、追録・加除式書籍、図書製本等
D-2	保育用品・学校教材	保育用品、学校教材、教室用黒板、理科実験器具、模型・標本、教材ソフト、画材、書道用品、技術家庭科器具、保健室用品、飼育用品、娯楽用品、玩具、室内遊具、ベビー用品等
D-3	楽器・映像音楽ソフト	楽器、楽譜、音楽用品、映画フィルム、DVDソフト、ビデオソフト、音楽CD、レコード等
D-4	スポーツ用品・遊具	体育施設機器、体育用具、運動器具、トレーニング機器、スポーツウェア、水着、武道具、キャンプ用品、登山用品、一輪車、グラウンド資材、人工芝、アンソーカ、公園遊具、ブランコ、ジャングルジム、すべり台等

E : 日用品

E-1	荒物・日用雑貨	生活雑貨・小物全般、家庭用金物、掃除用具、洗面用具、入浴用具、石鹼、洗剤、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ビニール袋、ポリ袋、化粧品、手芸用品、雨具、傘等
E-2	食器・花器・茶器	飲食器全般、食卓器具、和食器、洋食器、金属食器、メラミン食器、陶磁器、漆器、ガラス器、箸、ナイフ、フォーク、スプーン、ストロー、花瓶、急須、湯呑、華道具、茶道具等

E-3	生花・園芸用品	生花、鉢花、種苗、盆栽、植木、肥料、植木鉢、プランター、造園資材、ガーデニング用品等
E-4	記念品・美術品・貴金属類	メダル、トロフィー、盾、カップ、優勝旗、リボン、金杯・銀杯、書画、刀剣、骨董、貴金属、宝飾、高級時計等
E-5	ギフト・贈答品	カタログギフト、冠婚葬祭用贈答品、進物用品、各種ギフト用品等

F : 繊維・皮革

F-1	寝具類	布団、毛布、敷布、枕、座布団、羽毛製品等
F-2	被服・縫製品	衣料品全般、制服、事務服、作業服、防寒着、肌着、下着、呉服、浴衣、法被、雨合羽、エプロン、靴下、帽子、手袋、ベルト、織物、反物、風呂敷、布生地等
F-3	かばん・履物	かばん、ランドセル、作業靴、安全靴、運動靴、長靴、地下足袋、下駄、草履、サンダル、スリッパ等
F-4	テント・シート	イベント用テント、パイプテント、フロアシート、ビニールシート、トラック用幌シート、防水シート、防音シート、防風ネット、遮光ネット等

G : 医療・薬品

G-1	医療機器	生体検査機器、検体検査機器、治療用機器、放射線機器、身長計、体重計、体温計、血圧計、手術器具、看護器具、調剤器具、診察台、医療ベッド、担架、A E D、医療用品全般等
G-2	医薬品・衛生用品	医薬品全般、家庭用常備薬、漢方薬、プール用薬剤、ワクチン、血清、歯科材料、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏、マスク等
G-3	福祉・介護用品	各種福祉機器・用具、車椅子、松葉杖、歩行器、補装具、義手、義足、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、紙おむつ、介護ベッド、特殊寝台、特殊尿器、コレセッタ等
G-4	工業薬品	各種工業薬品、毒劇物、火薬、消石灰、苛性ソーダ、活性炭、冷却用薬剤、凍結防止剤、落書き除去剤、貼紙除去剤、調湿剤等
G-5	防疫・防除剤	農薬、殺虫剤、殺鼠剤、駆除剤、除草剤等

H : 看板・標識

H-1	看板・掲示板	広告用看板、掲示板、案内板、住居表示板、ネオンサイン等
H-2	のぼり・旗	のぼり、懸垂幕、横断幕、国旗、市旗、校旗、安全・衛生旗、卓上旗、紅白幕、暖簾、腕章、たすき等
H-3	標識	道路標識、誘導標識、カーブミラー、防護柵、パイルン、ナンバープレート、鑑札等

I : 電気・精密機器

I-1	家庭用電化製品 (業務用を除く)	家庭用電化製品全般（消耗品・付属品含む）、テレビ、ラジオ、D V Dレコーダー、ビデオデッキ、電話機、F A X、エアコン、扇風機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、掃除機、電気ストーブ、蛍光灯、乾電池等
I-2	通信・放送機器	電話機、携帯電話機、無線機器、防災無線、緊急通報装置、電話交換機、ナースコール、ポケットベル、マイク、ワイヤレスアンプ、拡声機等
I-3	視聴覚機器	映像機器、ビデオカメラ、監視カメラ、映写機、プロジェクター、スライド、スクリーン、音響機器、通信カラオケ等
I-4	理化学・検査・測定機器 (医療用を除く)	化学分析装置、試験検査機器、計量機器、計量トラックスケール、測量機器、環境測定機器、気象計器、温度計、湿度計、風向風速計、雨量計、音響測定機器等
I-5	写真・光学機器	写真機、写真撮影・現像・焼付、フィルム、アルバム、写真材料、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡等

J : 産業機器

J-1	土木建設・運搬機器	建設用重機、ブルドーザー、パワーショベル、クレーン、ロードローラー、ミキサー車、杭打機、削岩機、フォークリフト、高所作業車等
J-2	環境・公害機器	清掃施設内機器、廃棄物処理機器、破碎機、分級機、集塵機、焼却炉、ごみ収集箱、生ごみ処理機、空缶処理機、防塵・防毒マスク、バグフィルターろ布等
J-3	水道・水処理機器	水道メーター、水道用管継手、ポンプ、管、栓、弁、漏水防止機、水処理装置、浄水器、量水器、節水器等
J-4	工作機器	旋盤、研削盤、ねじ切り盤、フライス盤、ボール盤、切断機、溶接機、研磨機、プレス、工業用ボイラー、発電機、モーター、油圧機器、空圧機器等
J-5	業務用特殊機器	業務用ミシン、紡績機器、自動販売機、券売機、料金収受機、両替機、コインロッカー、洗車機、自転車駐輪機等

K : 機械器具

K-1	厨房機器	調理台、流し台、回転釜、七輪、食器消毒保管機、食器洗浄機、業務用冷蔵庫、製氷機、調理器具、給食用コンテナ、給食器具、給食用食器等
K-2	ガス・石油機器	ガス給湯器、ガス風呂釜、ガスコンロ、ガス炊飯器、ガスファンヒーター、ガストーブ、石油ファンヒーター、石油ストーブ等
K-3	農林・畜産機器	農業機械、農具、農業用資材、耕耘機、田植機、稻刈機、精米機、芝刈機、草刈機、噴霧機、チェーンソー、林業機器、畜産機器、有害鳥獣捕獲器具・防護器具
K-4	工場用器具	コンテナ、パレット、コンベア、運搬台車、ドラム缶、作業台、工場扇等
K-5	工具・機械部品	大工道具、建築道具、作業工具、電動工具、梯子・脚立、機械部品、電気機械部品等

L : 設備・資材

L-1	施設電化設備 (消防設備を除く)	施設空調冷暖房設備、施設照明設備、舞台音響設備、中央暖房設備、自家発電設備、太陽光発電設備、高圧受変電設備、無停電電源設備、蓄熱電設備、配電盤、自動扉、昇降機、入館ゲート等
L-2	住宅設備・建具	便器、浴槽、扉、窓硝子、サッシ、網戸、雨戸、樋、畳、襖、障子、欄間、シャッター、物置、プレハブ、仮設ハウス、仮設トイレ、合鍵・錠前等
L-3	建設原材料・資材用品	建設用原材料、砂利、土、木材、鋼材、骨材、石材、瓦、タイル、アスファルト、セメント、生コンクリート、コンクリート2次製品、鉄筋製品、鉄蓋、グレーチング、金網、ビニール資材、断熱材、防音材、塗料、溶剤等

M : 防災・防犯

M-1	消防救急車両・ポンプ	消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、水槽車、排煙車、照明電源車、耐熱救難車、救助工作車、指揮車、指令車、消防二輪車、救急車、消防ポンプ等
M-2	消防設備機器	非常用消防設備、火災報知器、消火栓、消防用ホース、消火器、化学消火薬剤、消防用特殊服、各種消防用品等
M-3	防災用品	避難・救助器具、避難所用発電機、救助袋、防災備蓄品、非常食・保存食、災害用トイレ、土嚢袋、防災倉庫用コンテナ等
M-4	防犯機器・保安用品	防犯カメラ、防犯ブザー、護身用品、警備用品、交通安全用品、緊急自動車用回転灯等

N : 車両

N-1	自動車 (消防救急車両を除く)	乗用車、トラック、ダンプ、バス、ごみ収集車、介護福祉車、散水車、移動図書館用車両、架装車両等
N-3	自動二輪・自転車	バイク、原動機付自転車、自転車、三輪車、人力車等

N-4	車両部品・用品類	車両部品、車両用品、自転車用品、タイヤ、ホイール、バッテリー、クーラント、オイル類、カーナビゲーション、ETC車載機、ヘルメット等
-----	----------	---

※営業種目「車両修理・点検」については、令和6年度より業務委託等に移行しています。左記の業種へ登録を希望される場合は、業務委託等競争入札等参加資格の申請をお願いします。

0：エネルギー類

0-1	ガソリン・軽油類	ガソリン、軽油、混合油、バイオガソリン、バイオエタノール等
0-2	重油	A重油、B重油、C重油等
0-3	灯油	灯油等
0-4	気体・固体燃料	LPGガス、都市ガス、天然ガス、酸素、高圧ガス、コークス、石炭、煉炭、豆炭、木炭、薪等
0-5	電気	電力供給

P：レンタル・リース

P-1	事務機器類レンタル・リース	各種OA機器、複写機、印刷機、コンピュータ等のレンタル・リース
P-2	レンタカー・カーリース	レンタカー、レンタルバイク、カーリース等
P-3	レンタル・リース用品	イベント用資機材、テント、仮設ハウス・トイレ、介護用品、掃除用具、観葉植物、映像・音楽ソフト、貸衣裳、リネン、おしぶり、マネキン、チャイルドシート、建設用重機等のレンタル・リース

Q：その他

Q-1	指定ごみ袋製造	御所市指定ごみ袋製造等
Q-2	有価物買取	金属くず・非金属くず・繊維くず・ペットボトル・ガラスびん・古紙・中古品・遺失物等の買取
Q-3	食料品・嗜好品 (学校給食材料を除く)	保育所給食材料、貯い食料品、米穀類、パン、麺類、肉類、魚介類、野菜、果物、卵、豆腐、乳製品、乾物、燻製、缶詰、冷凍食品、加工食品、調味料、油脂類、弁当・仕出し・配食、惣菜、菓子、飲料品、茶、コーヒー、牛乳、酒等
Q-4	選挙用品	投票箱、記載台、開票台、選挙用調度品、投票用紙交付機、投票用紙計数機、投票用紙分類機等
Q-5	その他の ()	イベント用資機材、舞台用大道具・小道具、航空機、船舶、ペット、実験動物、家畜、飼料、狩猟具、釣具・漁具、潜水具、仏具・神具、保険証カバー、啓発用品、金券、銅像、石碑、氷

★営業種目Q-2「有価物買取」は令和6年度の登録から物品購入の業種での受付となっています。

注1 取扱品目の具体例を参考に希望する営業種目を選択し、申請書（様式第1号）、営業資格調書（様式第5号）及び営業実績調書（様式第6号）の所定の欄に業種番号を転記してください。

注2 選択できる営業種目は、最大5種目までです。

注3 「Q-5その他」を選択する場合は、申請書（様式第1号）の営業内容欄に取扱品目をできるだけ具体的に記入してください。

御所市物品購入競争入札等参加資格審査申請書に係る

個人情報の利用目的等について

御所市長が、「御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱」第2条に基づき提出される競争入札等参加資格審査申請書（同要綱同条各号に該当しないことを証明するための添付書類、同要綱第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札等参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札等参加資格申請の審査事務
2. 入札等参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札等参加資格業者名簿の公開
4. 法令等の規定に基づく利用又は提供